

帯広市がん対策推進条例

いつまでも健やかに生き生きと暮らすことは、みんなの願いです。

がんは、帯広市における死亡原因の第1位であり、誰もが罹患する可能性を持ち、まさに市民の健康、生命、幸せな暮らしを脅かすものとなっています。

がんに向き合い、がんの克服に取り組むためには、正しくがんを知り、がんの予防や早期発見、早期治療に努めるとともに、たとえがんが罹患しても不安を感じることなく、これまでどおりに暮らすことができる一層の環境づくりが必要です。

豊かな自然と食に恵まれたこの帯広市において、すべての市民が共に力を合わせ一体となって、がんにならない、がんを負けない、がんになっても尊厳をもって安心して暮らせる社会を作り上げるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び関係法令に定めるもののほか、本市におけるがん対策に関する基本的な事項を定めることにより、国及び北海道はもとより、市、市議会、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者その他関係する機関及び団体が連携してがん対策を推進し、もって市民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がん患者等 がん患者、がん経験者及びその家族をいう。
- (2) 保健医療福祉関係者 がんの予防、がんの早期発見の推進、がんに係る医療に携わる者若しくはがん患者に対する介護に携わる者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、国、北海道、市議会、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、がん患者等その他関係する機関及び団体と連携を図り、がんに関する正しい知識の普及啓発並びにがんの予防及び早期発見その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(市議会の役割)

第4条 市議会は、がん対策に関する施策が推進されるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔衛生等の生活習慣及びウイル

ス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に努めるものとする。

2 市民は、がんの早期発見及び早期治療のためにがん検診を積極的に受診するよう努めるものとする。

3 市民は、がん及びがん患者等についての理解を深め、がん対策に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第6条 保健医療福祉関係者は、がんに関する正しい知識の普及啓発、がん患者等が必要とする情報の提供、がん検診の実施並びにがん患者等の意向を尊重した適切な医療及び介護等の提供に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、がん対策に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）に対するがんの予防及びがん検診の受診等に関する啓発並びにがん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、従業員等ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができるよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第8条 教育関係者は、児童及び生徒が喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔衛生等の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに関する理解を深めるための教育を行うよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供並びに広報の推進)

第9条 市は、保健医療福祉関係者等と連携し、市民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、情報の収集及び提供並びに広報活動その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(がん教育の推進)

第10条 市は、教育関係者等と連携し、がんに関する正しい知識の普及啓発のため、必要な施策の推進に努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第11条 市は、保健医療福祉関係者等と連携し、がんの予防及び早期発見に資するため、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 喫煙、飲酒等がんの罹患要因に関する正しい知識の普及
- (2) 受動喫煙防止のための環境整備及び未成年者の喫煙防止のための施策

- (3) がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報
- (4) 対象者に応じて配慮されたがん検診の受診勧奨
- (5) その他がんの予防及び早期発見に資する必要な施策

(がん患者等に対する支援)

第 12 条 市は、国、北海道、保健医療福祉関係者等と連携し、がん患者等の療養生活の維持や社会生活上の不安等の軽減に資するため、緩和ケア、就労等に関する適切な情報提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民への公表)

第 14 条 市は、毎年度、がん対策の実施状況について、市民にわかりやすく公表するものとする。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。